

魚津市告示第49号

公営費用納付額についての一部改正について
公営費用納付額について（平成28年魚津市告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

魚津市長 村椿 晃

本則の表魚津テクノスポーツドームの項の次に次のように加える。

魚津市片貝コミュニティセンター	体育館	734.0	魚津市コミュニティセンター条例（令和2年魚津市条例第1号）別表第1に掲げる額	
-----------------	-----	-------	--	--

同表中「西布施地域活性化センター」を「魚津市西布施地域活性化センター」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

○公営費用納付額について（平成28年魚津市告示第12号）の一部を改正する告示新旧対照表

改正案	現行	備考
公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第121条の規定により候補者等が納付すべき費用の額を次のように定めたので、公表する。 【別記】	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第121条の規定により候補者等が納付すべき費用の額を次のように定めたので、公表する。 【別記】	

